



様式第3号 (表面)

(日本産業規格A列4.)

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

厚生労働大臣 殿

① 有限会社 I X I S

代表取締役 上田 三悦子

(ふりがな) 帯広市東3条南14丁目18番地3

② 届出者 氏 名 TEL 0155-28-3080

FAX 0155-28-3080

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許 可 番 号	
(ふりがな) ④ 氏 名 又 は 名 称	ゆうげん がいい いくす 有限会社 I X I S
(ふりがな) ⑤ 所 在 地	〒080-0803 電話 0155(28)3080 1番かいどう 万がみずしんがしさんじょうみなみじやうふん 北海道 帯広市東 ^三 条南十四丁目 うめ 18ばんち3 18番地3
⑥ 適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦ 届出・変更届出内容	別 紙
⑧ 備 考	

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

有限会社 I X I S

代表取締役 上田 三悦子
帯広市東3条南14丁目18番地

TEL 0155-28-3080

FAX 0155-28-3087